

道路(自費)工事施行承認事前協議案内

東京都第四建設事務所管理課占用担当

道路(自費)工事に関しては、申請前に協議が必要になります。事前協議では、下記資料が必要となりますので、現況をよく調査のうえ、資料をご持参下さい。

【ご持参いただく資料】

□①現況写真

道路(自費)工事予定部の正面、右側、左側の三方向より撮影したもの(周辺の歩道状況が分かるように撮影すること)

※道路(自費)工事施行承認予定部の左右状況(境界標・街路樹・植樹帯・隣接する切り下げ部・支障物件等)を撮影範囲に入れること。

□②歩道平面図及び立面図

道路(自費)工事予定部の現況図及び道路(自費)工事予定部を記入した図面。

※図面には歩道部分における道路施設(ガードレール・植栽など)及び道路工作物(電柱・マンホール・消火栓・各種標識など)を正確に図示すること。

※歩道幅員・(予定切り下げ延長・位置)・植樹樹サイズ・隣接切り下げとの距離・隣地境界位置などを記入すること。

□③敷地内利用形態図(1F平面図など)

車両入路・駐車場位置等のわかる図面。

□④植栽関係の調査[道路(自費)工事予定部が植栽に近接する場合]

道路(自費)工事予定範囲内及び隣接する高木・中低木等の種類と数量を調査すること。

※高木は、目通り(地上1.2m幹回り)を測定し、測定値が読み取れるように写真を撮影すること。

□⑤境界関係の調査[道路(自費)工事予定場所が境界標に近接する場合]

道路(自費)工事予定範囲内及び隣接する境界標の種類と数量を調査すること。

※境界標は、1点について最低3点引照点を設置することとし、測定値が読み取れるよう「近景」「遠景」も撮影すること。その際、切り下げ等動く恐れのある場所に引照点を設置しないこと。(協議先 道路台帳担当)

⇒協議終了後、必要書類を揃え、道路(自費)工事施行承認申請して下さい。
[道路(自費)工事施行承認は、申請後、閉庁日を除き18日間程度かかります]

【東京都第四建設事務所管理課占用担当 5978-1710(直通) 【内線281~283】

(参考) 道路 (自費) 工事施行承認基準

(切り下げ・防護柵撤去に関する基準)

【切り下げ】

<切り下げ設置場所>

①同一収容施設に複数設置する場合

原則として、設置個所は2箇所までとし、その切り下げ間の距離は6.5m以上確保すること。

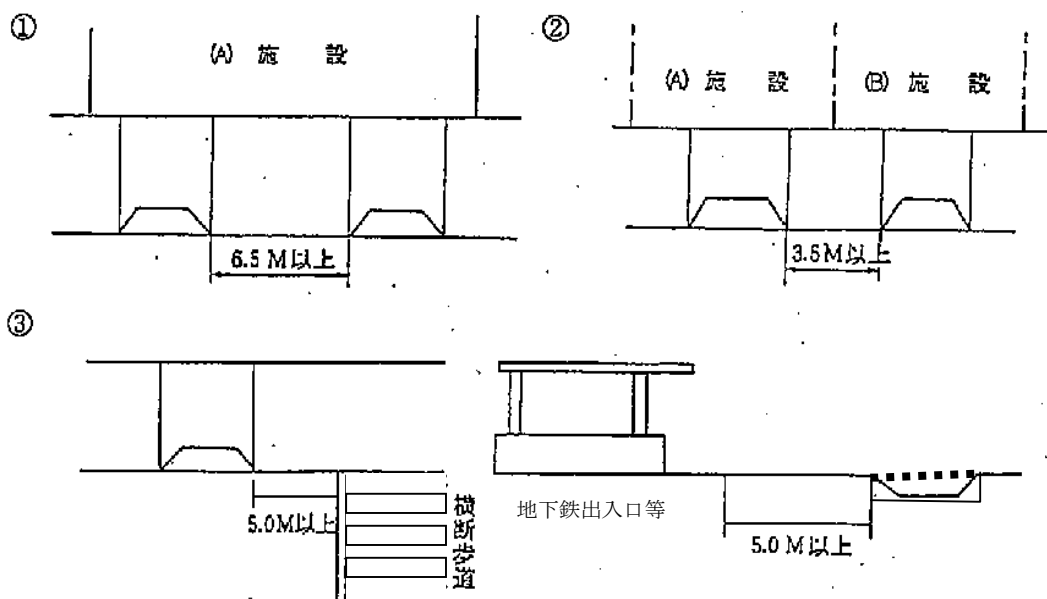
②他施設用切り下げと近接して設置する場合

原則として、切り下げの位置は、他施設用切り下げから3.5m以上離して設置のこと。

③横断歩道・横断歩道橋等の付近に設置する場合

原則として、横断歩道又は横断歩道橋、地下横断通路、地下鉄出入口等の付近に切り下げを設置する場合、5m以上離して設置すること。

※原則として、街角曲線部 (歩道巻き込み部) には乗入れ施設の設置は認めない。

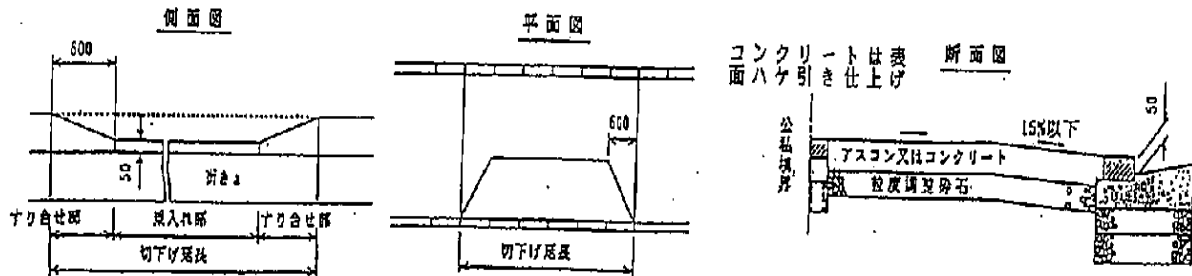


<切り下げ延長及び舗装構造>

種別	項目	切下げ延長 (L)	セメントコンクリート舗装			アスファルトコンクリート舗装			
			セメントコンクリート (212B)	粒皮調整石	舗装厚	細粒アスコン	粗粒アスコン	粒皮調整石	舗装厚
A型		3.03m	15cm	15cm	30cm	5cm	—	30cm	35cm
B型		4.24m	15cm	15cm	30cm	5cm	—	30cm	35cm
C型		5.45m	15cm	15cm	30cm	5cm	—	30cm	35cm
D型		7.27m	20cm	20cm	40cm	5cm	10cm	35cm	50cm
E型	道路管理者と協議のうえ、上記以外の構造とする。								

- ※舗装構造は、セメントコンクリート舗装を原則とする。
- ※工事用切り下げは、切り下げ延長にかかわらず、D型舗装とする。
- ※永久切り下げの延長は、原則としてC型（5.45m）までとする。

<切り下げ構造例>



※その他のケースについては、占用担当に確認すること。

【防護柵の撤去】

<撤去可能な場所>

- 車両 停車及び駐車禁止でない場所
- 商品の積下し等のため、防護柵撤去の必要性が高い場所
- 原則として、乗り入れ施設（切り下げ）から 10m以上離れている場所
- 防護柵が開口されている場所から 5m以上離れている場所
- 原則として、植樹帯に影響しない場所
- 道路構造又は交通に 支障となる恐れのない場所

<撤去可能な規模>

- 原則として、1商店又は1事務所等につき 1箇所
- 撤去できる長さは、原則として 0.5m以下。ただし、営業の種類、規模等から判断してやむを得ないと思われる場合は、最大1mまで撤去を認めることができる。

※将来、隣接の商店、事務所等から同様の申請が予想される場合には、隣接者と調整し、撤去箇所を増やさぬようにすること。

★道路（自費）工事手続きの流れ

道路（自費）工事施行承認申請事前協議

(占用担当)

※植栽等に影響する場合は街路樹関係の事前協議も必要

※境界標に影響する場合は道路台帳担当との事前協議も必要



道路（自費）工事申請

(管理課占用担当に提出)

※提出書類は、申請書作成要領参照のこと

※境界標に影響する場合は「境界標近接施工・一時撤去・
設置の届出書（工事前・工事後）」も必要

約
18
日間
(
開
庁
日
を
除
く
)

道路（自費）工事承認

※ 道路使用許可申請は道路（自費）工事承認後、
担当工区（または工事第一課）にて受付印を押し、警察署に申請。



着手届

(担当工区または工事第一課へ提出)



完了届

(担当工区または工事第一課へ提出)

(現場立会・写真確認)

問い合わせ先・提出先

東京都第四建設事務所管理課占用担当

東京都豊島区南大塚2-36-2 (JR大塚駅南口下車 徒歩5分)

電話 03(5978)1710 (直通) 内線281~283

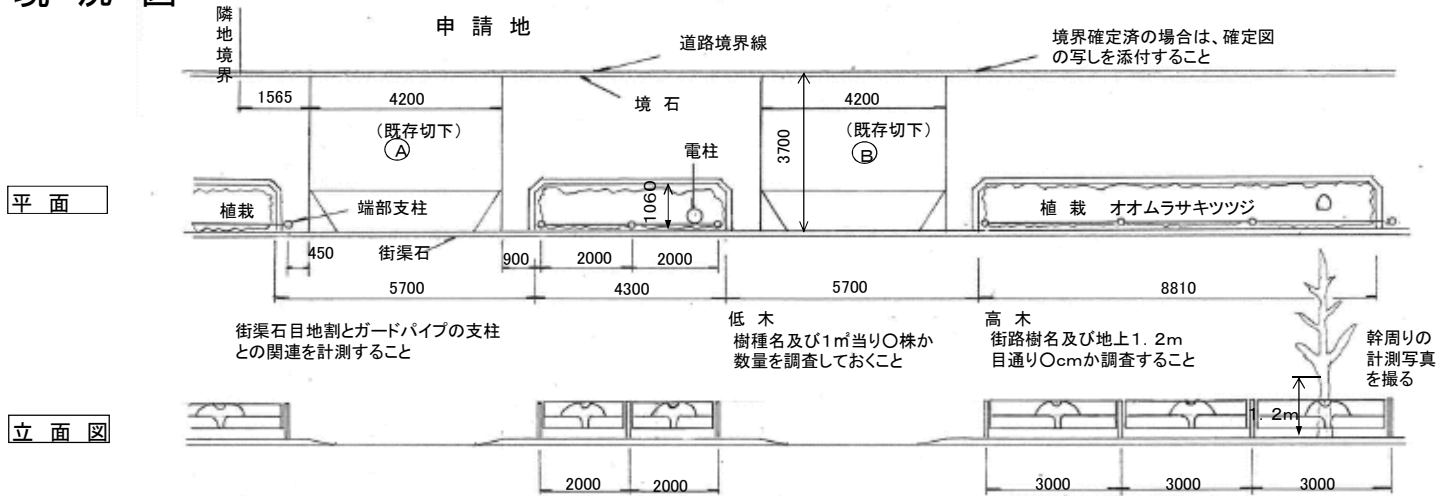
【東京都第四建設事務所管轄区域】豊島・板橋・練馬区の全都道

※東京都第四建設事務所管轄以外の場所の道路占用については、各道路管理者に
お問い合わせ下さい。

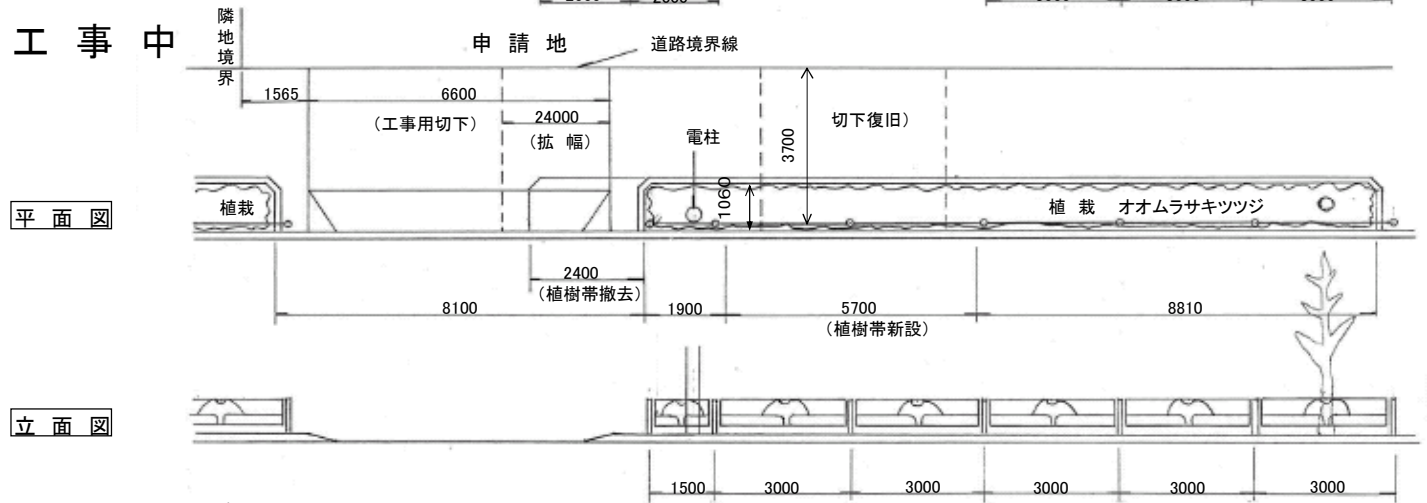
道路工事施行承認申請用

現況図

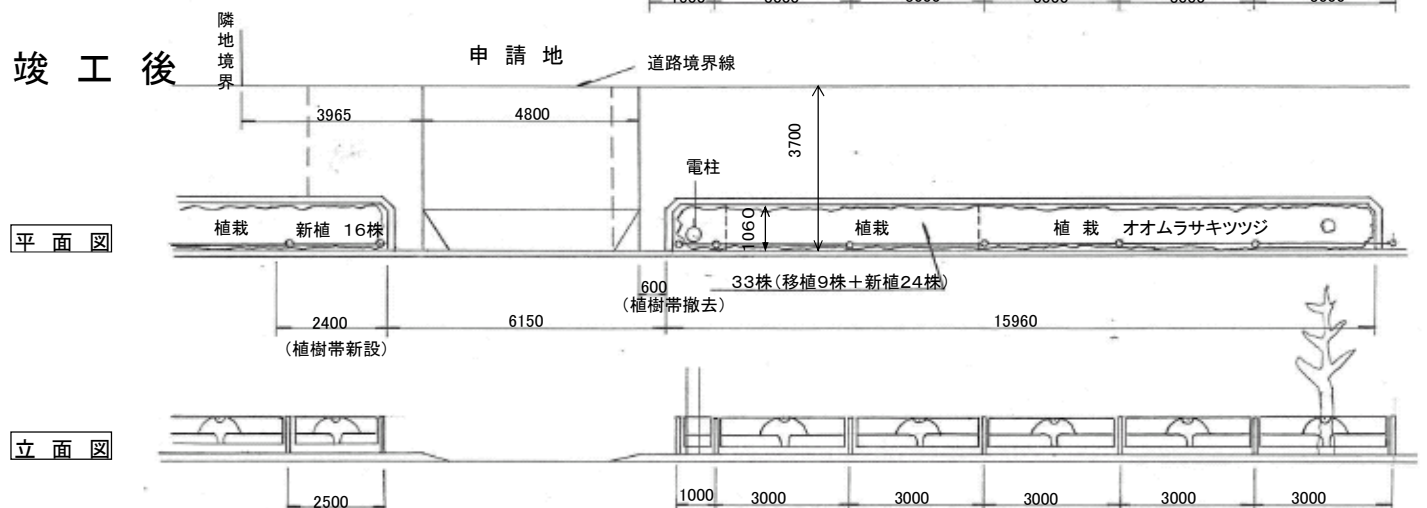
図面作成事例



工事中



竣工後



東京都第四建設事務所